

＜8 非常変災時における対応＞

(1) 自然災害への対応

登校前、養老町内に特別警報・気象警報が発表されている場合

（「気象警報」とは、暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報 を指す）

| 内 容 | 対 処 |
|------------|-------------------------------------|
| 午前6時までに解除 | 平常通り登校 |
| 午前9時までに解除 | 解除後、2時間を経てから授業開始 給食あり（完全または簡易給食） |
| 午前11時までに解除 | 午後1時までに登校 給食なし |
| 午前11時以降に解除 | 休校 |

- 午前11時までに解除された場合でも、道路や橋の損壊などで危険な場合、自家の被害が著しい場合は、登校を見合わせてもよい。
- 大雨警報・洪水警報・大雪警報については、警報が発表中であっても、職員の通学路等の見回り・点検結果を検討した上で授業を実施することもある。

登校後、養老町内に特別警報・気象警報が発表された場合

- 警報の解除を待ち、危険がなくなるまで学校に待機。気象状況・道路や交通の状況等を判断し、状況が収まってから保護者への引き渡しを行うことを原則とする。
- 警報発表後であっても、児童が安全に帰宅できると認めた場合は一斉下校とする。その際、保護者が自宅に不在の児童については、学校に待機させ、保護者の迎えを待つ。

養老町内に特別警報・気象警報の発表が予想される場合

- 気象状況・道路や交通の状況等を判断して、警報発表に先だって休業や授業の打ち切りを決定することがある。

その他

- 登校時に落雷の危険がある場合は、一時登校を見合わせるなどの対応をします。また、下校時に落雷の危険がある場合は、学校に一時待機させる場合があります。
- 「緊急メール」にて連絡を行うため、メールチェックをこまめにお願ひします。

※ 特別警報・気象警報発表時は、「留守家庭児童教室」は休室となります。よって、対象児童は、他の児童と同様に「学校待機 → 引き渡し」または、一斉下校となります。